

令和5年度予算編成方針

1 現下の経済情勢と国の財政運営の基本方針

令和4年9月公表の『月例経済報告』（内閣府）によれば、景気の先行きについては、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」ものの、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

国は、『経済財政運営と改革の基本方針2022』（令和4年6月7日閣議決定）において、当面の経済財政運営の考え方として、「コロナ禍で傷んでいる国民生活や経済への更なる打撃をできる限り抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援する」とともに、「新しい資本主義に向けたグランドデザインと実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。」としている。

また、地方分野については、「社会全体におけるDXの進展及び今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する必要」があり、「将来の地域住民サービスの在り方を見据え、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方を明確化する」としつつ、「新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、（中略）感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。」としている。

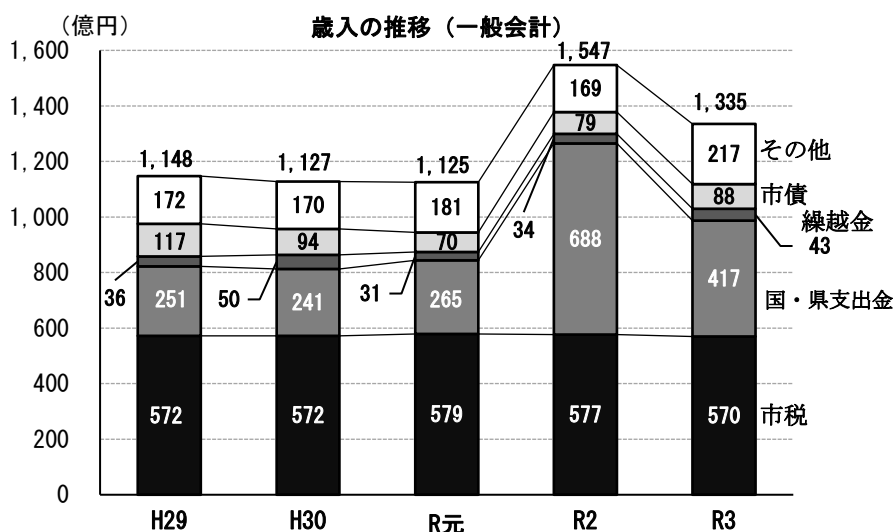
昨今の新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響が見込まれる中で、本市財政としては、市税などの一般財源は一定程度回復の兆しがあるものの依然として予断を許さない状況であること、光熱費や業務委託料などの内部管理経費が増加すること、新しい資本主義の実現に向けた取組などへの対応に十分留意することが必要である。

2 本市の財政状況

(1) 決算の状況

本市の一般会計の決算規模は増加傾向にあるが、特に令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症関連の影響が歳入歳出決算額に顕著に表れている。

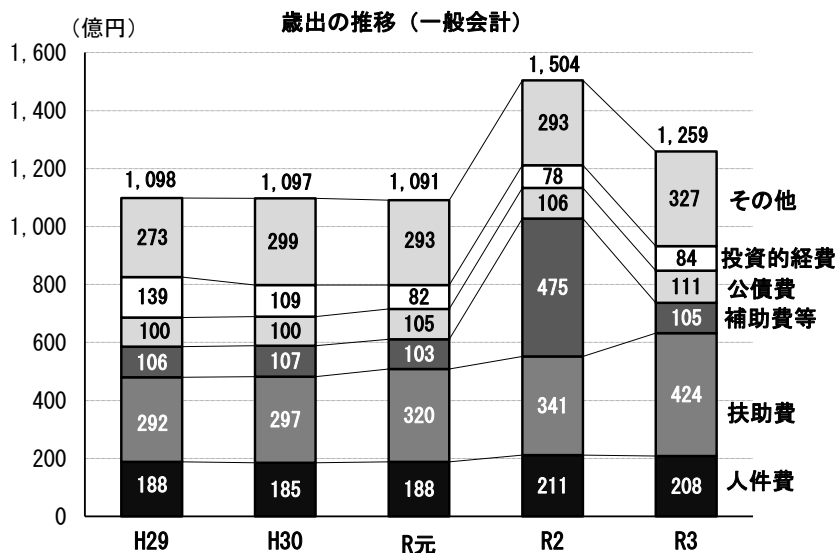
歳入のうち主な自主財源である市税は、令和2年度以降減少傾向であり、令和3年度は市民税や固定資産税の減などにより約570億円と前年度から約7億円の減となった。また、依存財源は、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金が大幅に減少した。



歳出のうち人件費は横ばいで推移していたが、令和2年度から会計年度任用職員人件費を計上した影響もあり、令和3年度は約208億円となった。

扶助費は年々増加しており、令和3年度は子育て世帯等臨時特別支援事業の実施などにより、前年度から約83億円増の約424億円となった。

補助費等は、令和2年度に実施した特別定額給付金の減などにより、令和3年度は前年度から約370億円減の約105億円と大幅に減少した。

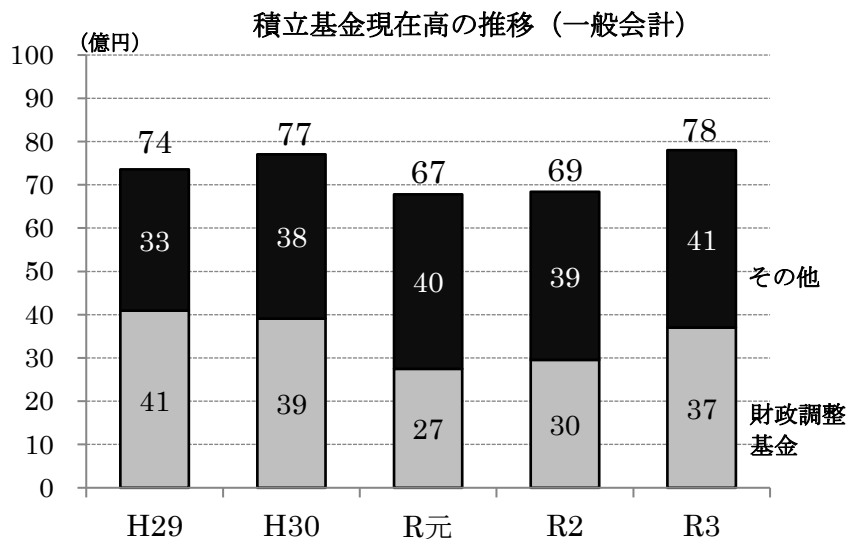


(2) 積立基金現在高の状況

本市の積立基金のうち、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金の年度末現在高は、平成 29 年度の約 41 億円から令和 2 年度は約 30 億円まで減少したものの、令和 3 年度は、地方交付税の増額などにより年度末残高が約 37 億円まで増加した。

今後は、税収の急激な落ち込みや災害などの不測の事態への備えとして 50 億円以上確保することが求められる。

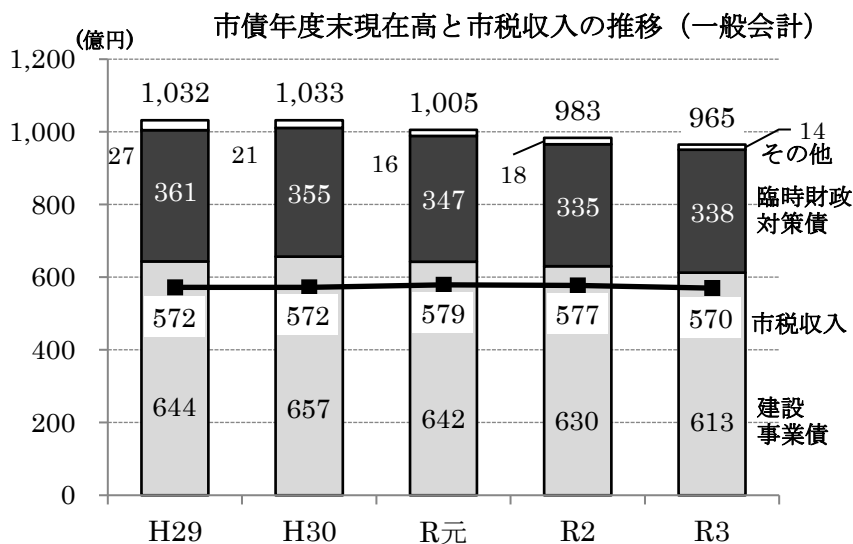
また、将来的な負担に対応するため、職員退職手当基金、公共施設マネジメント基金などの積立てにも配慮する必要がある。



(3) 市債残高の状況

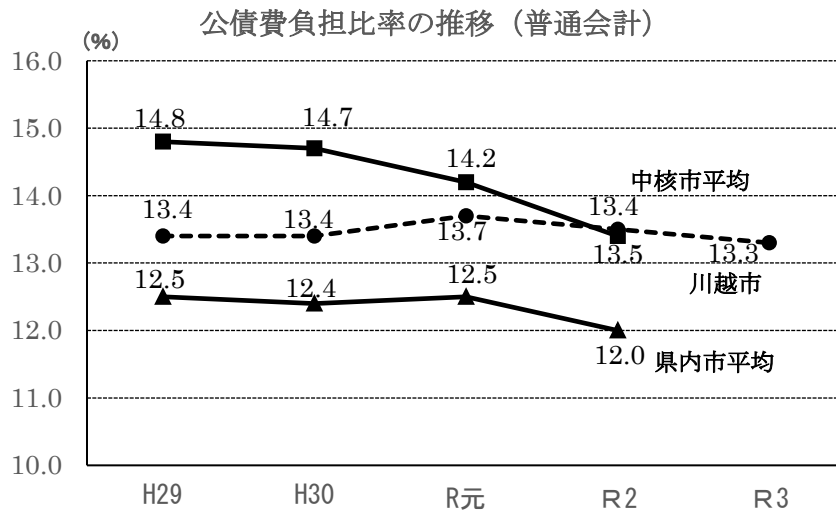
各年度末時点の市債残高は、平成 30 年度末まで増加が続いていたが、令和元年度以降市債の発行抑制により減少に転じ、令和 3 年度末は 965 億円と、5 年間で約 67 億円の減少となっている。

後年度における公債費負担の圧縮を図るため、引き続き投資的経費の規模の適正化を進め、市債残高の漸減に努める必要がある。



(4) 財政指標の状況

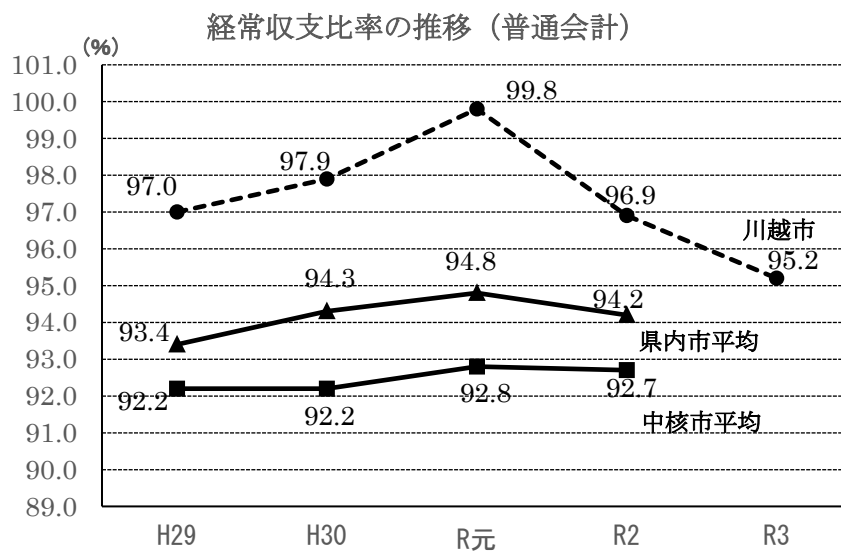
一般財源総額に対して公債費に充てられた一般財源の割合を示す公債費負担比率は、警戒ラインである15%を下回っているものの、中核市平均や県内市平均と比較すると、相対的に高く推移している状況にある。



経常収支比率は財政構造の弾力性を測る指標で、100%を超えると、経常的な経費を市税などの経常的な一般財源収入で賄えなくなっている状態を示す。

本市の経常収支比率は、埼玉県内市平均や中核市平均を大幅に上回っており、令和元年度には過去最高となる99.8%に達した。令和3年度は、地方交付税の増額などの影響により、令和2年度より1.7ポイント改善し95.2%となった。

ただし、令和2年度以降の経常収支比率の改善はコロナ禍に伴う一時的なものと考えられることから、今後より一層の事務事業の抜本的な見直しによる経常経費の縮減に努める必要がある。



3 令和5年度の財政収支の見込み

令和5年度の財政収支は、市税の増加や扶助費の増加がある一方で、財政調整基金等の繰入金の減額を見込んでおり、令和4年度より歳入は減少、歳出は増加する見込みである。

歳入のうち、市税は消費の回復や家屋の新增築による法人市民税や固定資産税の増などにより、約6億円増の約581億円を見込んでいる。

国・県支出金は、扶助費の財源分の増などにより、約18億円増の約313億円を見込んでいる。市債は、臨時財政対策債の減とともに建設事業債の増により、令和4年度と同額の約58億円を見込んでいる。その他では、財政調整基金等の繰入金の減などにより、約34億円減の約195億円を見込んでいる。これらにより、歳入総額は令和4年度より約11億円減の1,156億円を見込んでいる。

歳出のうち、扶助費は児童福祉サービスや障害者福祉サービスなどに係る経費の増により、約15億円増の373億円を見込んでいる。人件費、扶助費及び公債費の合計である義務的経費は、約13億円増の約704億円を見込んでいる。

投資的経費は、施設や設備の更新の増加などにより約16億円増の約80億円を見込んでいる。これらにより、歳出総額は令和4年度より約32億円増の1,199億円を見込んでいる。なお、歳出に対する歳入の不足額は、約42億円と試算している。

令和5年度は、歳入歳出両面で新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価の高騰の影響が見込まれる一方で、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーへの転換、デジタル化の推進などの社会的課題への対応が同時に求められる。

限られた財源の中で本市がニーズに適應した行政サービスを提供するためには、事務事業の見直しに積極的に取り組み、重点的に取り組むべき施策への予算配分と執行が求められている。

令和5年度財政収支見通し

(単位:億円)

歳入歳出項目		令和4年度 当初予算	令和5年度 見通し	増減率(%)
歳入	市税	575	581	1.0
	国・県支出金	295	313	6.1
	繰越金	10	10	0.0
	市債	58	58	0.0
	その他	229	195	▲14.8
	歳入合計	1,167	1,156	▲0.9
歳出	人件費	221	222	0.5
	扶助費	358	373	4.2
	公債費	112	109	▲2.7
	投資的経費	64	80	25.0
	繰出金	109	111	1.8
	その他	303	304	0.3
	歳出合計	1,167	1,199	2.7
財政収支		0	▲42	

※各金額はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、合計及び差額が一致しない場合がある。

4 令和5年度予算編成に係る基本方針

本市を取り巻く社会状況の変化や本市の財政状況、財政収支の見込みを踏まえ、令和5年度予算編成に係る基本方針を次のとおりとする。

(1) 激しい社会情勢の変遷に応じた取組

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の見通しが困難な状況下で、社会状況の変化を的確に捉え、感染症拡大防止や社会経済活動の両立を図るための取組などに、限られた人的資源や財源を重点的に配分する必要がある。

このため、より一層の歳入確保を徹底するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、既存の事業は廃止も視野に入れながら事業費の見直しを行うこと。

また、事業費の財源は、国や県から交付される特定財源を適切に見込むこと。

(2) 第四次川越市総合計画の推進

令和5年度は、激しい社会情勢の変遷に応じた取組に重点的に取り組む中で、「第四次川越市総合計画・後期基本計画」の着実な推進を図り、将来都市像である「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現を目指す。

① 子どもを安心して産み、育てることができるまちづくり

ア 安心して子育てができる環境づくりの推進

イ 教育環境の整備と生きる力を育む教育の推進

② 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

ア 利便性や安全性を確保した都市基盤整備の推進

イ 地域資源を生かした産業・観光の振興

ウ 文化芸術・スポーツの振興

③ 人と人とがつながり、安心して暮らせるまちづくり

ア 地域コミュニティの推進と安全・安心な生活環境の改善

イ 健康でいきいきと暮らせる福祉の推進

④ 将来にわたって持続可能なまちづくり

ア 災害に強いまちづくりの推進

イ 脱炭素化やデジタル化の推進

なお、原則として実施計画事業についても部局要求枠の対象となるが、限られた財源の中で推進するため、実施計画査定結果を十分に踏まえ、うえで要求すること。

(3) 健全な行財政運営に向けた取組

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「川越市行財政改革推進計画」や、その実効性を確保するために策定したアクションプランに基づき、着実に事務事業の見直しを進め、真に必要とされるサービスへの重点化を図り、その結果を予算積算に確実に反映させること。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を除く事業費については、財源不足に対応すると同時に、各部局の主体性と自立性を予算の配分に最大限反映させるため、部局要求枠を設ける。

部局長は、部局内の事務事業について緊急度・重要度を最も把握し得る立場であることから、この制度の意義を十分に斟酌したうえで、事業の優先度を軸に、決められた枠内においての要求に留意すること。

5 予算要求に当たっての留意点

(1) 財源の確保

- ① 歳出予算の財源には歳入予算の裏付けが不可欠であることを再認識し、国・県支出金、使用料・手数料などの特定財源の確保に積極的に努めること。
- ② 新たな事業や拡充を行う際には、新たな歳入確保、既存の事務事業の見直し、事務事業間の経費の組み替えなどを積極的に行い、必要な財源を確保すること。
- ③ 負担金、使用料・手数料などの自主財源の確保に当たっては、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化の観点から、現状を検証するとともに、見直しなどに積極的に取り組むこと。

(2) 国の財政運営（予算編成）の動向

- ① 制度改正の内容など、国の動向に留意すること。特に、新型コロナウイルス感染症やデジタル化・脱炭素化に対応する事業に関しては、情報収集に努め、予算要求に反映させること。

(3) 経常経費の見直し

- ① 市単独事業などを中心とした事務事業全般について、事業の必要性、有効性、効率性などの観点から検証し、事業の廃止も含め抜本的に見直すこと。
- ② 原油価格・物価高騰の影響による内部管理経費の増加が見込まれることから、適切に予算積算に反映させるとともに、より一層の各事業の抜本的な見直しを進めることにより、事業費全体の縮減に努めること。

(4) 公共施設の管理運営経費の縮減

- ① 公共施設の集約化や複合化を検討し、再編に向けた取組を推進すること。
- ② 市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、公共施設への指定管理者制度などの民間活力の導入を推進すること。

(5) 民間委託などの推進

- ① 限りある行政資源を既存の行政サービスの充実や新たな行政サービスに効果的に活用するため、民間委託などを推進すること。
- ② 「民間委託等推進計画」に位置付けられた事業は、計画に基づき、民間委託などに向けて着実に取り組むこと。

(6) デジタル技術の活用

業務効率化や時間外勤務の縮減を図るため、デジタル技術の導入を検討すること。

(7) 扶助費関連支出の見直し

- ① 市単独事業や国・県制度を拡充しているいわゆる「上乘せ、横出し」事業や長期間見直しを行っていない事業は、真に福祉を必要とする人に対する給付とな

っているかの適否や、その効果を検証するとともに、3～5年後の見通しを踏まえた持続可能な制度とする見直しに取り組むこと。

- ② 経費の積算に当たっては、国などの制度見直しや高齢化などの進行による自然増を的確に見込むこと。

(8) 補助金支出の見直し

- ① 補助率、補助額、終期設定など見直しを行うとともに、他の補助制度との統合、廃止を検討すること。
- ② 補助事業者の収支内容や剰余金の状況なども確認すること。
- ③ 市単独補助金並びに国・県制度の金額の上乗せ及び対象の拡大などを行っているものは、効果検証や定期的な見直しにより、その縮減に努めること。

(9) 公共工事のコスト縮減と施工時期の平準化

- ① 公共施設の整備、改修に当たっては標準的な仕様や機能とし、華美な内容とならないよう努めること。
- ② 安全性や耐久性を確保しつつ、事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模・設備内容などを見直し、全工事を対象としたコストの縮減を図ること。
- ③ 労務単価や建設資材について、実勢を踏まえ適切に見積もること。
- ④ 公共工事の実施に当たっては、当該事業の有効性や計画的な施工が確保されているかなど再度確認すること。
- ⑤ 安定的な施工の確保等を図るため施工時期の平準化に留意すること。

(10) 特別会計に係る予算

「独立採算」を基本とする特別会計予算は、受益者負担を前提とした歳入確保に努めるとともに、適正な事業運営を図り、一般会計繰入金の抑制を図ること。

(11) 外郭団体に係る予算

- ① 外郭団体に係る補助金、業務委託料などの予算要求は、当該団体の業務内容、当該団体の収支などを再確認し、事業内容や事業手法など見直しを主体的に行い、その結果を当該予算編成に反映させること。
- ② 外郭団体への委託事業については、事業の主体が市であることを再認識し、各所管において主体的に外郭団体の予算編成に関わること。
- ③ 予算要求課は、外郭団体が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけること。

(12) その他

予算編成の詳細は、別途通知する「令和5年度予算編成事務要領」によること。